



Title	北海道帝国大学の専攻生制度について
Author(s)	山本, 美穂子
Citation	北海道大学大学文書館年報, 9, 20-41
Issue Date	2014-03-31
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/56503">http://hdl.handle.net/2115/56503</a>
Type	bulletin (article)
File Information	ARHUA9_002.pdf



[Instructions for use](#)

## < 論 文 >

# 北海道帝国大学の専攻生制度について

山本 美穂子

### はじめに

近代日本において、帝国大学の理・法文・農学部では学部学生として女性が在籍していたのに対し、医学部には女性が学部学生として入学した事例は一例も見当たらない。

その一方で、「専攻生」あるいは「専修科生」という生徒として、七帝国大学（東京・京都・東北・九州・北海道・大阪・名古屋）の医学部すべてに、女性の在学は確認できる。1921年東京帝国大学医学部に1名（鈴木ひでる：日本女子大学校1910年卒業）<sup>1)</sup>が、1931年東北帝国大学医学部に2名（角田きん、吉原リュウ：東京女子医学専門学校卒業）<sup>2)</sup>、1931年大阪帝国大学医学部に3名（浅野ハル・町静子・大石リュウ：東京女子医学専門学校卒業）<sup>3)</sup>、1933年九州帝国大学医学部に1名（佐藤イクヨ：東京女子医学専門学校卒業）<sup>4)</sup>、1939年名古屋帝国大学医学部に4名（前田いね子ほか3名）<sup>5)</sup>、1940年北海道帝国大学医学部に1名（鶴澤とも：東京女子医学専門学校1926年卒業）<sup>6)</sup>が「専攻生」として、1925年京都帝国大学医学部に1名（楠谷文子）<sup>7)</sup>が「専修科生」として入学している。上記年以降、各帝国大学医学部では、専攻生・専修科生として女性の入学が続いた。

帝国大学の専攻生制度については、従来、各大学の大学沿革史では言及されることがなく、統計資料（入学・在学者数）も記載されてはいない。大学史研究上では、(1) 中国人留学生の受入形態の一つとして（陳昊「九州帝国大学における留学生受け入れ」『九州帝国大学における留学生に関する基礎的研究 研究成果報告書』2004年・1-24頁、永田英明「戦前期東北大学における留学生受入の展開——中国人学生を中心に」及び「史料 戦前期東北大学の留学生に関する統計調査」『東北大学史料館紀要』創刊号・2006年・3-40頁）、(2) 帝国大学への女性の入学形態の一つとして（所澤潤「東京大学における昭和二十年（一九四五年）以前の女子入学に関する史料」『東京大学史紀要』第9号・1991年・61-94頁）取り上げられるようにはなったが、各帝国大学における専攻生制度の史的展開について明らかにはされていない。専攻生が、学生（大学院学生・学部学生）以外の生徒という位置付けであったことが、資料の制約と相まって、大学沿革史・大学史研究上で追究されなかった要因でもあろう。

そこで、本稿では、北海道帝国大学における女性の進学の実態に関する研究調査の一環として、北海道帝国大学における専攻生制度の史的展開を考察することとする。

## 1. 北海道帝国大学における専攻生制度の設置とその背景

### 1-1. 北海道帝国大学における専攻生制度の設置

北海道帝国大学において、専攻生を設けた最初の学部は医学部である。1919年4月に新設された医学部は、1922年3月17日「医学部学則」を制定し、第39条～第43条において、次のとおり「専攻生」を規定した<sup>8)</sup>。

第三十九条 本学部授業担当者ノ指導ヲ受ケ特殊事項ニツキ研究セントスル者ハ専攻生トシテ入学ヲ許可ス

第四十条 専攻生タラントスル者ハ願書ニ履歴書及卒業証書ヲ添ヘ指導者ヲ経テ願出ツヘシ

第四十一条 専攻生タルコトヲ得ルモノハ左ノ各号ノ一ニ該当スルコトヲ要ス

- 一 帝国大学卒業生及大学令ニ依リ学士ト称スルコトヲ得ル者
- 二 専門学校令ニ依ル専門学校卒業生
- 三 授業担任者ニ於テ適當ノ学力アリト認メタル者

第四十二条 研究費ハ教室ノ設備ニ附帯スルモノ、外総テ専攻生ノ負担トス但シ研究ノ種類ニ依リテハ特ニ研究材料ヲ給与スルコトアルヘシ

第四十三条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料五円ヲ納付スヘシ

医学部に続いて専攻生を設けた学部は、1924年9月に新設された工学部である。1925年2月12日制定の「工学部学則」は、第46条～第51条において、次のとおり「専攻生」を規定した<sup>9)</sup>。

第四十六条 本学部授業担当者ノ指導ヲ受ケ特殊事項ニツキ研究セントスル者ハ専攻生トシテ収容スルコトアルヘシ

第四十七条 専攻生タルコトヲ得ルモノハ左ノ各号ノ一ニ該当スルコトヲ要ス

- 一 大学令ニ依ル大学及専門学校令ニ依ル学校ヲ卒業シタル者
- 二 授業担任者ニ於テ適當ノ学力アリト認メタル者

第四十八条 専攻生タラントスル者ハ願書ニ研究事項ヲ具シ履歴書ヲ添ヘ学部長ニ願出ツヘシ

第四十九条 専攻生タルコトヲ許可セラレタル者ハ其ノ許可ノ日ヨリ十日以内ニ入学料トシテ金拾円ヲ納付スヘシ

第五十条 専攻生ノ研究費ハ之ヲ自弁トス

第五十一条 専攻生退学セントスルトキハ学部長ニ願出ツヘシ

「医学部学則」・「工学部学則」によれば、専攻生とは、学部において授業担当者の指導を受けて特殊事項を研究する身分であり、入学資格は①大学卒業生（帝国大学卒業生、官公私立大学卒業生）、②専門学校卒業生、③授業担当者により学力が認定された者のいずれか一つに該当する者であった。すなわち、専攻生制度とは、大学院学生とは別に、研究を志望する大学卒業生・専門学校卒業生を学部において受け入れる制度であった。当時

の大学院は、「帝国大学令」(1919年2月6日勅令第十二号)に基づく「北海道帝国大学大学院規程」(1908年7月6日制定、1922年11月改正)により、「各学部所定ノ試験ニ合格シタル者ニシテ大学院ニ入ラントスルトキハ研究事項ヲ具シ当該学部長ノ手ヲ経テ総長ニ願出ツヘシ総長ハ当該学部教授会ノ議ヲ経テ之ヲ許可ス」(第1条)、「前条ノ規定以外ノ者ニシテ大学院ニ入学ヲ志願スル者アルトキハ総長ハ当該学部教授会ノ議ヲ経テ其ノ学力ヲ検定シテ之ヲ許可ス」(第2条)と規定されている。主として学部卒業生(学士試験合格者)を対象とした制度であった。身分は学生であり、在学期間は2～5年、在学2年以上には学位(博士号)請求権が付与され、学力優秀者には研究料免除・学資給費の特典が付与された「特選給費学生」制度もあり、厚遇であった<sup>10)</sup>。

一方、農科大学(1907～1919年)及び農学部(1919年4月農科大学より改称)は、「学則」中に専攻生を設けることはなかった。

1927年3月30日制定の「北海道帝国大学通則」により、専攻生が第35条～第45条において下記のとおり規定され、医学部・工学部・農学部並びに理学部(1930年設置)の学部共通の身分となった<sup>11)</sup>。

第三十五条 本学学部ニ於テ特殊事項ニ就キ攻究セントスル者アルトキハ設備ニ差支ナキ限り専攻生トシテ入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十六条 専攻生タルコトヲ得ル者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルコトヲ要ス

一、大学令ニ依ル大学及専門学校令ニ依ル学校ヲ卒業シタル者

二、当該学部長ニ於テ相当ノ学力アリト認メタル者

第三十七条 専攻生タラントスル者ハ入学願書ニ研究事項ヲ具シ履歴書ヲ添ヘ当該学部長ニ願出ツヘシ

第三十八条 専攻生ハ入学ヲ許可セラレタル日ヨリ十日以内ニ入学金拾円ヲ納付スヘシ

第三十九条 専攻生ノ授業料ハ一年金七拾五円トシ在学第一年ニ於テハ入学ノ際ニ第二年以後ニ於テハ入学ノ月ニ相当スル月ノ末日迄ニ之ヲ納付スヘシ

第四十条 専攻生ハ研究ニ要スル費用ヲ負担スルモノトス

第四十一条 専攻生ハ毎年一回以上其ノ研究成績ヲ指導者ヲ経テ当該学部長ニ報告スヘシ

第四十二条 専攻生ニシテ相当ノ研究ヲ為シタリト認ムヘキ者ニハ本人ノ願出ニ由リ当該学部長ハ証明書ヲ与フルコトアルヘシ

第四十三条 専攻生退学セントスルトキハ学部長ノ許可ヲ受クヘシ

第四十四条 専攻生授業料納付ノ義務ヲ履行セス又ハ研究ノ実ナシト認ムルトキハ学部長ハ之ヲ除籍ス

第四十五条 既納ノ入学金及授業料ハ之ヲ還付セス

「北海道帝国大学通則」では、専攻生の入学資格は、①大学卒業生(帝国大学卒業生、官公私立大学卒業生)、②専門学校卒業生、③学部長により学力が認定された者のいずれ

か一つに該当する者とされた。従前の「医学部通則」・「工学部通則」と比較すると、③の学力認定者が授業担当者から学部長となったことのほか、学部長への研究成績報告が義務付けられたこと、授業料未納・研究不良の場合には学部長により除籍となること等が新たに設けられ、専攻生の取り扱い学部長の裁量のもとにあることが明確となった。

その後、「北海道帝国大学通則」は、1951年5月11日新制の「北海道大学通則」制定により廃止となり、専攻生の規定は消滅した。

## 1-2. 北海道帝国大学における専攻生制度の設置の背景

### (1) 1915年京都帝国大学医科大学における「研究科」の設置

北海道帝国大学における専攻生制度が、既設の農学部ではなく、新設の医学部を起点として始まった背景には、第一に、京都帝国大学医科大学が1915年7月5日「研究科規程」を制定し、大学院とは別に、医科大学に「研究科」を置いて特殊事項を研究する者を「研究科学生」として受け入れたことに端を発している<sup>12)</sup>。

文部省専門学務局長松浦鎮次郎の談話<sup>13)</sup>によると、研究科の特設は「欧州戦争の影響に依り留学生の為自由研究の途を開きたるものにて従来の助手副手と同様各教授に属し実験室に於て各自ら研究を為さしむるもの」であり、「研究料を徴して多数の特殊研究者を収容するは現に独逸に於て行はれ居り我国に於ても今回欧州戦争の影響を機として特設するに至りしものにて慥かに学術界の一進歩なり」という。近代日本における医学研究は、主としてフランス・ドイツ医学を範としていたため、医学研究分野の文部省留学生の渡航先も1914年度までドイツが最多を占めていた<sup>14)</sup>。松浦文部省専門学務局長の談話に依るならば、第一次世界大戦により海外留学先としてドイツ渡航が困難に陥り、その打開策の一つに、内国留学先として京都帝国大学医科大学に研究科が特設されるに至ったこととなる。

その後、京都帝国大学医科大学に倣い、東北帝国大学医科大学も1915年7月「医科大学規程」に「研究生」を設けた。さらに、新設間もない九州帝国大学も1916年8月「研究科規程」を制定し、医科大学・工科大学に「研究科」を設置して「研究生」として収容することを定めた。東京帝国大学以外の3帝国大学（京都・東北・九州）が、各自の医科大学に「研究科」・「研究生」を設けたこととなる。各入学資格は表1にまとめたように、医科大学にあっては医師（医師免許所有者、医術開業免状所有者）が、工科大学にあっては専門学校卒業生程度の学力が必要最低限とされた。医科大学における入学資格は、複層的な医師養成・医学教育制度の結果が反映されている。

京都帝国大学医科大学は1915～1920年度まで、東北帝国大学医科大学は1915～1918年度まで、九州帝国大学医科大学・工科大学は1916～1918年度まで、研究科学生・研究生を受け入れた（表2）。九州帝国大学工科大学の研究生は、油脂工業に関する応用化学的研究を専攻する者が多く、工学士2名（1917年12月末現在の在学者）、理学士1名・農学士1名（1918年12月末現在の在学者）と学士が占めていた<sup>15)</sup>。京都・東北・九州帝国大学医科

大学の研究科学生・研究生は、官公私立医学専門学校の出身者が大半を占めていた。京都帝国大学医科大学の研究科学生には官立医学専門学校の前身である旧高等学校医学部卒業生も数名見られた(表3)。研究科学生には文部省外国留学生としてドイツから帰国した新潟医学専門学校教授の島田吉三郎(第四高等学校医学部1896年卒業)や、ドイツ留学経験者の石原泰一郎(大阪高等医学専門学校1898年卒業)や長澤四郎(京都府立医学専門学校1908年卒業)のほか、外地からの留学生杜聰明(台湾総督府医学校1914年卒業)もあり、学歴・経歴も多彩な顔ぶれであった<sup>16)</sup>。

表1 研究科・研究生に関する規定一覧(1915~1916年)

大学(呼称)	規定概要		
京都帝国大学 医科大学 (研究科学生)	【研究科・研究科学生の定義】「京都帝国大学医科大学ニ研究科ヲ置キ特殊ノ事項ヲ研究セントスル者ヲ研究科学生トシテ收容ス」(研究科規程第1条)		
	【入学資格】1ヶ年以上選科生であった者、もしくはそれに相当する学力を有する者		
	<b>【選科生の入学資格】</b> ・官公立医学専門学校及専門学校令に拠る私立医学校卒業生 ・旧高等学校医学部及高等中学医学部卒業生 ・旧京都、大阪、愛知医学校卒業生 ・旧別課医学卒業生 ・旧甲種医学卒業生 ・外国医科大学に於て学位を得たる者 ・上記資格のない者でも、医術開業免状を有する者は、学力試問の上、入学を許可 <b>【在学期間】</b> 1年(延長可) <b>【入学科】</b> 5円 <b>【研究料(年)】</b> 50円		
東北帝国大学 医科大学 (研究生)	【研究生の定義】「本学所定ノ学科目中ニ就キ担任教官ノ指導ヲ受ケ研究セントスル者ハ研究生トシテ入学ヲ許可ス」(医科大学規程第38条)		
	<b>【研究生の入学資格】</b> ・医科大学卒業生 ・東北帝国大学医学専門部卒業生 ・専門学校令に依る官公私立医学校卒業生 ・旧高等学校医学部及旧高等中学校医学部卒業生 ・旧京都、大阪、愛知、岡山、熊本医学校卒業生 ・旧別課医学卒業生 ・外国医科大学の学位を有する者 ・上記資格のない者でも、学力検定の上、入学を許可 <b>【在学期間】</b> 2年以内 <b>【入学科】</b> — <b>【研究料(年)】</b> 20円		
	<b>【研究科の定義】</b> 「九州帝国大学分科大学ニ医学及工学ニ関係アル事項ヲ研究セントスル者ノ為ニ研究科ヲ置ク」(研究科規程第1条) <b>【研究生の入学資格(医学)】</b> ・医師及医師たるの資格ある者 ・帝国大学、文部省直轄諸学校及専門学校令に依る学校を卒業したる者 <b>【研究生の入学資格(工学)】</b> ・帝国大学及専門学校令に依る学校を卒業したる者 ・工科大学長に於て適当なりと認めたる者 <b>【在学期間】</b> — <b>【入学科】</b> 10円 <b>【研究料(年)】</b> 30円		
九州帝国大学 (研究生)			

備考 『京都帝国大学一覧 皇大誌四卷』1916年・145-148頁、『東北帝国大学理科大学医科大学一覧 皇大誌四卷』1915年・87-89頁、『九州帝国大学一覧 皇大誌五卷』1917年・129-131頁より作成。

表2 研究科学生・研究生者数（1915～1920年度）

年度		京都帝国大学 医科大学	東北帝国大学 医科大学	九州帝国大学 医科大学	九州帝国大学 工科大学
1915年度	在学者数（入学者数）	8(8)	2(2)		
1916年度	在学者数（入学者数）	10(6)	3(3)		
1917年度	在学者数（入学者数）	18(10)	3(-)	1(1)	3(3)
1918年度	在学者数（入学者数）	28(15)	3(-)	5(4)	2(2)
1919年度	在学者数（入学者数）	27(9)	*4(2)	*2(-)	*1(1)
1920年度	在学者数（入学者数）	44(21)	*6(3)	*4(3)	*2(1)

備考 『文部省年報』をもとに作成し、『九州帝国大学一覧』掲載の生徒名簿より修正した。入学者数は内数。\*は専攻生、1919年度は前年度からの在学者を研究生から専攻生に切り替えている。

表3 京都帝国大学医科大学研究科学生の出身校等（1915～1919年）

入学年	出身校等・該当研究生数
1915年	第四高等学校医学部1、大阪高等医学校1、医術開業免許状所有者1、出身校不明3
1916年	第一高等学校医学部1、第五高等学校医学部1、熊本医学専門学校1、台湾総督府医学校1、出身校不明3
1917年	金澤医学専門学校2、長崎医学専門学校1、京都府立医学専門学校2、出身校不明2
1918年	金澤医学専門学校1、千葉医学専門学校2、熊本医学専門学校1、医術開業免許状所有者1、出身校不明5
1919年	大阪医科大学1、千葉医学専門学校2、長崎医学専門学校1、熊本医学専門学校1、京都府立医学専門学校2、愛知県立医学専門学校1、海軍軍医学校1、出身校不明6

備考 『京都帝国大学一覧』掲載の学生生徒名簿（各学年始めの在学者名簿、入学年毎に氏名記載）をもとに、『日本医学博士録』（東西医学社、1944年）、『金澤医科大学一覧』、『台湾総督府医学校一覧』等により作成。

その一方、医学研究分野の文部省留学生の主たる渡航先は、1915～1917年度にかけてドイツからアメリカ・イギリスに代わった。第一次世界大戦を機に特設された研究科・研究生制度は、松浦文部省専門学務局長の談話に依るようなドイツ留学の代替措置としてではなく、帝国大学医科大学以外の医学教育機関出身者へ帝国大学での研究の道を開いたことに大きな意味を有した。

## (2) 1918年大学令発布に伴う研究生制度から専攻生制度への改編

1918年12月6日勅令第三八八号を以て「大学令」が発布となり、帝国大学以外に官公私立大学の設置が可能となった。大学令は、大学は学部と研究科によって構成し、大学院は研究科を総合したのものであると新たに定めた。それに伴い1919年2月6日改正となった「帝国大学令」（勅令第十二号）は、帝国大学は学部と大学院を設置したのものであると定めた。これにより、京都帝国大学医科大学、九州帝国大学で特設していた「研究科」は、新大学令が定める「研究科」と混同されるため、名称変更を余儀なくされるに至った。そこで、

新たに採用された名称が、京都帝国大学医学部では「専修科」、九州帝国大学では「専攻科」であった。九州・東北帝国大学での生徒名称「研究生」は「専攻生」と改まった。京都帝国大学は1921年3月22日に「医科大学規程」を「医学部規程」に改正し、旧規程による研究科学生は新たに専修科生として取り扱うことに措置した。九州帝国大学は1919年4月1日「研究科規程」を廃止して「専攻科規程」を制定し、東北帝国大学は1919年9月「医科大学規程」を「医学部規程」に改正して、両大学ともに「専攻生」を規定した。

これ以降、帝国大学あるいは帝国大学内に学部が新設される度に、学部規程もしくは大学通則に「専攻生」が順次規定されていった(表4、表5)。北海道帝国大学における専攻生の設置もその系譜の中に位置付いており、「北海道帝国大学医学部学則」(1922年制定)の専攻生規定は「東北帝国大学医学部規程」をほぼ踏襲している。

京都帝国大学の専修科生、各帝国大学の専攻生数は、表6、表7のとおりである<sup>17)</sup>。1922年以降、農学部・法文学部・理学部でも表7のように専攻生の入学が見られたが、各大学では医学部における専攻生が圧倒的多数を占めていた。京都帝国大学医科大学の研究科制度に端をした専攻生制度は、医学部において最も運用されていたのである。

表4 専修科・専攻生に関する規定一覧 (1919~1942年)

大学(呼称)	規定概要		
京都帝国大学 医学部規程 (専修科生)	【専修科・専修科生の定義】「医学ニ関スル一定ノ事項ヲ研究セントスル者ハ専修科生トシテ之ヲ収容ス」(医学部規程第8条)		
	【入学資格】下記の資格を有する者に就き学力を検定し、教授会の議を経て許可する ・医師免許証を有する者、或は其の資格ある者 ・外国医科大学に於て学位を得たる者 ・他の学部卒業生、若くは之に相当する学力を有する者		
	【在学期間】1年(延長可)	【検定料】10円	【研究料】50円
東北帝国大学 医学部規程、 東北帝国大学 通則 (専攻生)	【専攻生の定義】「本学部授業担任者ノ指導ヲ受ケ特殊事項ニツキ研究セントスル者ハ専攻生トシテ入学ヲ許可ス」(医学部規程第44条)→1925年以降は、「学部教官ノ指導ヲ受ケ特殊ノ事項ニ就キ研究セントスル者アルトキハ学部ノ定ムル所ニ依リ専攻生トシテ入学ヲ許可スルコトアルヘシ」(通則第41条)		
	【入学資格】 ・帝国大学卒業生及大学令に依り学士と称することを有する者 ・専門学校令に依る専門学校卒業生 ・授業担任者に於て適當の学力ありと認めたる者		
	【在学期間】——	【入学科】5円	【研究料】——
東北帝国大学 工学部規程、 東北帝国大学 通則 (専攻生)	【専攻生の定義】「本学部ニ於テ或科目ニ就キ特ニ研究セント欲スル者ニシテ関係科目担任教官ニ於テ相当研究能力ヲ有スト認メタル者ハ専攻生トシテ之ヲ収容スルコトアルヘシ」(工学部規程第44条)→1925年以降は、東北帝国大学通則第41条		
	【入学資格】 ・関係科目担任教官に於て相当研究能力を有すと認めたる者		
	【在学期間】——	【入学科】5円	【研究料】研究の事項に依り隨時其の額を定む



九州帝国大学 専攻科規程、 九州帝国大学 通則 (専攻生)	【専攻科・専攻生の定義】「九州帝国大学学部ニ医学、工学及農学ニ関係アル事項ヲ研究セントスル者ノ為ニ専攻科ヲ置ク」(専攻科規程第1条)→1925年以降は、「本学学部ニ於テ特殊事項ニ就キ攻究セントスル者アルトキハ設備ニ差支ナキ限り専攻生トシテ之ヲ許可スルコトアルヘシ」(通則第66条)		
	【入学資格(医学部)】 ・医師、歯科医師及其の資格ある者 ・大学令に依る大学、文部省直轄諸学校及専門学校令に依る学校を卒業したる者		
	【入学資格(工学部、農学部、法文学部)】 ・大学令に依る大学及専門学校令に依る学校を卒業したる者 ・当該学部長に於て適当なりと認めたる者		
	【在学期間】——	【入学科】10円	【研究料】50円
東北帝国大学 法文学部規程、 東北帝国大学 通則 (専攻生)	【専攻生の定義】「本学部授業担任者ノ指導ヲ受ケ特殊事項ニ就キ研究セントスル者アルトキハ専攻生トシテ入学ヲ許可スルコトアルヘシ」(法文学部規程第45条)→1925年以降は、東北帝国大学通則第41条		
	【入学資格】 ・帝国大学卒業者 ・大学令に依る学士 ・関係科目担任者に於て相当研究能力ありと認めたる者		
	【在学期間】1学期(延長可)	【入学科】10円	【研究料】15円
大阪帝国大学 通則、医学部・ 理学部・工学 部規程 (専攻生)	【専攻生の定義】「本学学部ニ於テ特殊事項ニ就キ攻究セントスル者アルトキハ学部規則ノ定ムル所ニ依リ設備ニ差支ナキ限り専攻生トシテ之ヲ許可スルコトアルヘシ」(通則第38条)		
	【入学資格(医学部)】 ・医師、歯科医師及其の資格ある者 ・大学及専門学校に於て医学、歯科医学を修め卒業したる者		
	【入学資格(理学部)】 ・大学令第十条により学士と称することを得る者 ・専門学校を卒業したる者 ・師範学校中学校高等女学校又は実業学校教員免許状を有する者 ・其の他教授会の決議により適当と認めたる者		
	【入学資格(工学部)】 ・大学令第十条により学士と称することを得る者 ・専門学校を卒業したる者 ・其の他教授会の決議により適当と認めたる者		
	【在学期間】——	【入学科】10円	【研究料】100円
名古屋帝国大学 通則、医学部・ 工学部・理学部 規程 (専攻生)	【専攻生の定義】「学部ニ於テ特殊事項ニ就キ攻究セントスル者アルトキハ設備ニ差支ナキ限り銓衡ノ上専攻生トシテ入学ヲ許可スルコトアルヘシ」(通則第47条)		
	【入学資格(医学部)】 ・帝国大学医学部又は医科大学を卒へ学士と称することを得る者 ・医学又は歯科医学の専門学校卒業生 ・其の他前各号と同等以上の学力ありと認めたる者		
	【入学資格(工学部)】 ・大学令第十条に依り学士と称することを得る者 ・専門学校を卒業したる者 ・其の他教授会に於て適当と認めたる者		
	【入学資格(理学部)】 ・専門学校令による専門学校を卒業したる者 ・上記と同等以上の学力を有し当該学科に於て適当と認めたる者		
	【在学期間】1年	【入学科】10円	【研究料】50円

備考 各帝国大学一覧より作成。なお、入学科・研究料は規程制定時の額。

表5 専攻生を規定した帝国大学と規定名一覧 (1919~1939年)

年	規定名	専攻生を設置した学部	備考
1919年4月	九州帝国大学専攻科規程	医学部、工学部	
1919年9月	東北帝国大学医学部規程	医学部	
	東北帝国大学工学部規程	工学部 (1919年設置)	
1922年3月	北海道帝国大学医学部学則	医学部 (1919年設置)	
1922年4月	九州帝国大学専攻科規程改正	農学部 (1919年設置)	
1923年1月	東北帝国大学法文学部規程	法文学部 (1922年設置)	
1925年1月	九州帝国大学専攻科規程廃止、九州帝国大学通則制定	医学部、工学部、農学部、法文学部 (1924年設置)	通則に専攻生を規定
1925年2月	北海道帝国大工学部学則	工学部 (1924年設置)	
1925年3月	東北帝国大学通則制定、学部規程改正	医学部、工学部、法文学部	通則に専攻生を規定。理学部規程は専攻生を規定せず
1927年3月	北海道帝国大学通則制定、学部規程改正	医学部、工学部、農学部、理学部 (1930年設置)	通則に専攻生を規定、学部規程から専攻生条項を削除
1931年5月	大阪帝国大学通則	医学部、理学部 (1932年設置)、工学部 (1933年設置)	通則に専攻生を規定
1931年5月	大阪帝国大学医学部規程	医学部 (1931年設置)	
1932年10月	大阪帝国大学理学部規程	理学部 (1932年設置)	
1933年3月	大阪帝国大学工学部規程	工学部 (1933年設置)	
1939年4月	名古屋帝国大学通則	医学部 (1939年設置)、工学部 (1942年設置)、理学部 (1942年設置)	通則に専攻生を規定
	名古屋帝国大学医学部規程	医学部 (1939年設置)	
1940年3月	名古屋帝国大学理工学部規程	理工学部 (1940年設置)	
1942年4月	名古屋帝国大学工学部規程	工学部 (1942年設置)	
	名古屋帝国大学理学部規程	理学部 (1942年設置)	

備考 各帝国大学一覧より作成。

表6 各帝国大学医学部・工学部における専修科生・専攻生在学数 (1921~1948年度)

年度	京都 (医)	東北 (医)	九州 (医)	北海道 (医)	大阪 (医)	名古屋 (医)	東北 (工)	九州 (工)	大阪 (工)	名古屋 (工)
1921	65	1	11				2(1*)	2		
1922	64	1	18	1			1	2		
1923	56	1	23	13			3			
1924	84	1	38	14			4	3		
1925	97(1)	1	33	22			4	7		
1926	126(1)	2	32	33			2	1		
1927	147	3	28	8			2	1		
1928	165(1)	4	39	10			2	1		

1929	138(1)	4	49	6			1	2		
1930	121(2)	8	46	9			1	1		
1931	94	8(2)	51	11	254(3)		2	3		
1932	84(1)	12(2)	50	11	262(6)		1	1		
1933	81(1)	13	50(1)	10	293(6)		1	1	2	
1934	67(2)	16	68(1)	9	292(8)			2	3	
1935	49(3)	19	82(1*)	15	283(10)		3	2	3	
1936	61(2)	21	76(1*)	17	226(9)		2	4	7	
1937	60(3)	28	86(1,1*)	20	203(7)		1	4	8	
1938	72(4)	28	87(2,1*)	21	152(5)		3	3	9	
1939	78(5)		92(3)	23	155(2)	159(4)	2	4	9	
1940	86(7)	34	126(2)	25(1)	168(2)	165(3)	5	2	5	
1941	92(7)	26	134(3)	22(2)	175(4)	186(2)	15	6	5	
1942	97(6)	23	140(1)	25(2)	165(4)	186(1)	18	2	5	2
1943	87(7)	23	152(1)	25		181	25	3	7(1*)	2
1944		27	188(2)	36(1)	140	169	34	1	10	2
1945	80(4)	36		39(2)	165	4	33		4	4
1946	86(4)	28	104(4)	34(1)	136		29		2	
1947	81(3)	28	120(5)	41(1)	176	1	24			1
1948	115(7)	27	148(4)	52(1)	98		25			

備考 『文部省年報』より作成。女性数については、各帝国大学一覧及び後述の表8作成時の名簿より確認できた数を加筆・修正した。( )内は内数、( )の無印は日本人女性、\*印は外国人女性。

表7 各帝国大学法文学部・農学部・理学部における専攻生在学数（1923～1948年度）

年度	東北 (法文)	九州 (法文)	北海道 (農)	九州 (農)	大阪 (理)	名古屋 (理)	九州 (理)
1923	2						
1924	3						
1925	3						
1926	8(2)						
1927	13(2)		1				
1928	7(3)			5			
1929	9(2)			5			
1930	8(1)	2		7			
1931	4(1)			10			
1932	3(2)			2			
1933	6			4			
1934	6(1)	3		5	4		
1935	12(3*)	19(2*)	5	20	4		

1936	29(1,3*)	28(2*)	8	30	8		
1937	9(1,2*)	19(1*)	8	26	5		
1938	7(2*)	18(1*)		28(4*)	8		
1939	10(1,1*)	20(1*)	1	28(4*)	10		
1940	6(1)	20(1*)	1	2	11		
1941	5(1)	21(1*)		2	12		1
1942	4	21(1*)		1	9		1
1943	10	42		1	15		1
1944		18(1*)		26	13		
1945					17	1	
1946	2	18(1*)	1	13	16		
1947			1	18			
1948				36	40	2	1

備考 典拠、( ) 及び\*の表記、女性数への加筆・修正は表6と同様。北海道帝国大学については、後述の表12より加筆・修正した。

なお、東京帝国大学にあっては、「専攻生」は医学部で内規として設けられていた模様である<sup>18)</sup>。1921年5月11日付『読売新聞』は、医学部薬学科への鈴木ひでの入学を「帝大の専攻生に初めて婦人の入学」と報じ<sup>19)</sup>、「昨年度から副手や助手よりは広い意味で医師、薬剤師の免状を有し指導教授の認定を経た者を収容する為め専攻生なるものが設けられた」と報じている。1926年4月刊行の『東京帝国大学医学部便覧』は「専攻生ハ本学部教室ニ入りテ医学又ハ薬学ニ関スル特別事項ニ就テ研究スル者トス」と記しているが<sup>20)</sup>、『文部省年報』や『東京帝国大学一覽』に専攻生の名簿・統計の記載が一切なく、詳細は不明である。

## 2. 北海道帝国大学における専攻生の受け入れ

北海道帝国大学では、「医学部学則」が制定された翌年の1923年3月から医学部において、「北海道帝国大学通則」が制定された1927年6月から農学部において、専攻生の受け入れが確認できる。その一方で、工学部と理学部では専攻生の在学は見当たらない<sup>21)</sup>。

医学部では1955年まで、農学部では1946年まで、専攻生の受け入れが確認できる。1951年5月11日「北海道大学通則」の制定を受けて、医学部は1951年6月5日以降、専攻生制度の廃止を予定していたが<sup>22)</sup>、専攻生への入学希望者が相次いだためか、1955年2月まで専攻生入学希望者を受け入れ、1954年度末までの在学を認めた。1955年3月31日をもって、医学部は、専攻生を「北海道大学通則」が新設した「研究生」へと切り替え措置をとった<sup>23)</sup>。

以下に、医学部及び農学部における専攻生の在学状況を確認し、それぞれの学部における特徴を述べていくこととする。

## 2-1. 医学部における専攻生の受け入れとその特徴

### (1) 専攻学科目の特徴

1922～1954年度にかけて、医学部には専攻生として341名が入学した（表8）。専攻学科目は、入学者数が多い順序で並べると、衛生学（82名）、病理学（53名）、解剖学（47名）、細菌学（31名）、法医学（24名）、内科学（18名）、産婦人科学（16名）、生化学・医化学（15名）、薬理学・薬物学（14名）、生理学（12名）、眼科学（6名）、外科学（3名）、整形外科（4名）、放射線医学（4名）、皮膚泌尿器科学（4名）、耳鼻科学（3名）、小児科学（3名）、精神病学（2名）である。臨床医学系が計61名に対し、基礎医学系はその4.4倍以上の計280名であった。基礎医学系が圧倒的多数を占めていたのである。

表8 北海道帝国大学医学部専攻生の専攻別入学者数

年度	解剖	生理	生化学	病理	細菌	薬理	法医	衛生	内科	外科	整外	産婦	眼科	小児	耳鼻	皮膚	精神	放射	合計
1922					1														1
1923			4	7		1													12
1924			1	3											1				5
1925				4	2	1										1			8
1926				1	1														2
1927	1			1															2
1928			2		1	2	3		1										9
1929								1											1
1930			1		1			1											3
1931		1	1				3												5
1932		1	1					1											3
1933							1	2											3
1934			1	1			1			(1)									3
1935				2			4	2											8
1936							1	3					1						5
1937	2	1		1		1		1											6
1938	2						2						1						5
1939	2			2		1	1						1						7
1940					2 *1		2	3											7 *1
1941		1 *1				1	1	1											4 *1
1942		1		1		1		3											6
1943	1			1	1	1		2								1			7
1944	1	2			2 *1			3									1		9 *1

1945		1		1 *1	2												4 *1		
1946				1	1		4	1					1				8		
1947	2	1		8		1	1	6				1					20		
1948	2	1		1	1			7									12		
1949	5	1	2	4	2 *1	1		6	2		1		1		1		26 *1		
1950	4	1		3	3 *2			5	6	1		6 *1			1		30 *3		
1951	6			2	1	1	1	8	3			3 *1				2	27 *1		
1952	9		1	3	4		1	4	1 *1	2		1		1 *1		1	28 *2		
1953	5			6 *1	3		2	7	3		2	4	1	2 *1		1	1	38 *2	
1954	5	1	1		4	2		12	1		1	2						29	
計	47	13 *1	15	53 *2	32 *5	14	24	82	18 *1	3	4	16 *2	6	3 *2	3	4	2	4	343 *13

備考 『北海道帝国大学一覽』、医学部「専攻生学籍簿綴 自大正十二年三月十六日至昭和二十四年十一月二十四日入学」、医学部「学生異動台帳（専攻生）自昭和七年至昭和二十三年」、医学部「専攻生退学関係綴 昭和二十三年三月～二十八年二月」、医学部「専攻生入・退学関係綴 自昭和二十五年至昭和三十年」（大学文書館蔵）より作成。網掛け学科目は臨床医学系を指す。（ ）内の1名は病理学兼外科学を専攻した者で病理学専攻数として数えた。\*印は女性で内数。なお、同一人物で2回入学している者に、1942・1945年度の生理学専攻者1名、1940・1944年度の細菌学専攻者1名（女性）がいる。

専攻生とは、受け入れ側の医学部にとって、とりわけ、研究実験の多い基礎医学系教室にとっては、教室の研究テーマに携わって研究を推進する重要な人材であったと考えられる。例えば、第一生理学教室では、刺激生理・腸管の吸収生理学的研究（宮崎彪之助教授時代）→超短波の生理学的研究（箕島高教授時代）→蛋白質・アミノ酸の生理学的研究（伊藤真次教授時代）といった系譜をもち<sup>24)</sup>、「当教室員は……総数一五名が教授を中心として一致団結してアミノ酸及び蛋白質の生理機序に関し活発な活動を続けている」<sup>25)</sup>とのように、基礎医学系教室は研究テーマが教室単位であることが多い。しかし、その一方で、医学部の学部学生は、専攻学科毎に入学する農学部・理学部・工学部とは異なり、入学・在学時には専攻区分がなく、1～2年目で基礎医学科目の講義・実験を修め、3～4年目で実習を中心とした臨床医学科目を学修して卒業し、卒業後は下附された医師免許状をもとに実地修練を兼ねて臨床医学系教室で副手・助手として所属した後、学外へ就職することが多かった<sup>26)</sup>。そのために、特に、基礎医学系教室では慢性的な人手不足であった<sup>27)</sup>。

また、衛生学教室に最も専攻生が多いのは、衛生学自体が学校衛生・産業衛生・予防医学と多分野の医療・行政にかかわっており、広汎な研究課題を有していたことにあると推察される<sup>28)</sup>。衛生学教室の専攻生の勤務先には、学校・保健所・炭鉱病院・鉄道病院等といった関連機関が多く見受けられる（表9）。衛生学教室の専攻生が提出した学位論文の

題目は、結核をはじめとする伝染病対策（BCG接種と免疫効果、ツベルクリン反応等の研究）、鉄道・化学工場・炭鉱等における粉塵等の産業問題などが多い。専攻生として入学した医師は、実際の職務上で直面する問題に役立てるために、医学部の専攻生制度を活用して大学の設備を利用し、研究・実験に携わっていたのではないと思われる。

表9 衛生学教室の専攻生の勤務先一覧（1936～1949年）

入学年度	現職及び前職・人数
1936	札幌鉄道病院（外科）2、青森県立病院（内科）1
1937	札幌通信診療所1
1940	札幌市保全病院1、北海道庁立札幌健康相談所1、手稲鉱山病院（外科）1
1941	篠路村村医1
1942	札幌鉄道病院（皮膚泌尿器科）1
1943	鉱山監督局技師（鉱務監督官）1、衛生学教室副手1（前職）
1944	三菱鉱業（株）手稲礦業所病院1、運輸通信省鉄道医監補1、開業医1
1946	北海道庁立教員保養所2、旭川市矢ヶ崎病院1
1947	札幌鉄道病院（内科）2・（産婦人科）1、札幌市技師（札幌市教育部体育課）1、三井鉱山（株）美唄鉱業所附属医院1（前職）
1948	札幌鉄道病院（産婦人科）1・（内科）1、三井鉱山（株）美唄鉱業所附属医院1
1949	北海道技術吏員（網走保健所長）1、札幌鉄道病院（歯科）1、三菱鉱業（株）茶志内礦業所病院1

備考 前掲「専攻生学籍簿綴」より作成。1935年度以前、1942年度2名、1946・1947年度各1名、1948年度4名、1949年度各3名は在職・前職不明。1950年度以降は不明が多いため略した。

また、専攻生の入学数は、戦前・戦後で大きな変化が起きている。戦前期（1922～1945年度）は125名、戦後（1946～1954年度）は218名（内2名は戦前期より再入学）の入学者があり、戦後の短期間に専攻生の入学が集中したことがわかる。臨床医学系の教室では戦前期は専攻生の受け入れがほとんどなかったが、1949年度以降に専攻生が増え、1950年度は内科と産婦人科で最多の各6名を受け入れている。女性についても、戦前期に入学した女性3名はいずれも基礎医学系を専攻していたが、戦後に入学した女性は9名のうち5名が臨床医学系である。その内訳は、内科学1名、産婦人科学2名、小児科学2名であり、当時の女性の臨床医の多くが専門とする分野であった。

## (2) 出身校の特徴

1922～1954年度入学の医学部専攻生について、出身校別数を表10に示した。

近代日本における医学教育・医師養成機関は、1903年専門学校令の公布と1906年医師免許法の公布以後に①官公私立医学専門学校と②帝国大学医科大学の2層に分かれていたが、1918年12月大学令の公布により帝国大学以外に官公私立大学の設置が可能となったことから、①私立医学専門学校、②帝国大学、③官公私立大学（医学専門学校の医科大学へ

の昇格等) に分化した。①中学校・高等女学校→官公私立医学専門学校卒業者は「医学専門学校学名を冠した医学士」(通称、「医専医学士」) を、②③中学校→高等学校・大学予科→大学(帝国大学・官公私立大学)の卒業者は「医学士」を称し、二分化した医学教育制度のもとで称号も峻別されていた<sup>29)</sup>。

そして、卒業後についても、就職先の病院の規模・身分・給与等の待遇には、「医専医学士」・「医学士」の階層が歴然としてあった。例えば、『日本医事新報』の「医事紹介広告欄」の招聘欄(求人欄)は、「医専医学士」・「医学士」に求人が区分され、「医専出身なれば月給百五十円以上又は大学出身なれば月給二百円以上」(北海道某市外科病院副院長、1924年1月求人広告<sup>30)</sup>)と格差がつけられた。さらに、旧学位令では文部大臣が授与していた学位が、1920年7月6日「学位令」(勅令第二百零号)の公布により各大学が授与できるようになると、医学博士号の取得数が急増し、求人も「医専医学士」・「医学士」・「医学博士」の階層に区分されるようになった。

北海道帝国大学医学部専攻生の出身校も、二分化した医学教育制度の縮図といった様相を呈している。出身校別の比率は、医専医学士が143名で41.69%(内、女性は11名で3.20%)、医学士は165名で48.10%であった。医学士165名のうち、帝国大学出身者は128名、77.57%も占めている。また、北海道帝国大学出身者が医学士98名、附属医学専門部62名と圧倒的に多い。戦後、応召解除となった医学士・医専医学士が専攻生として入学していることも多くみられ、1947年以降の専攻生増加の要因のひとつとなったと考えられる。

表10 医学部専攻生の出身校別数 (1922~1954年度)

年度	入学者数	帝国大学(北大)	官公私立大学	臨時附属医専	大学附属医学専門部	医学専門学校	海外大学	医術開業免許状	薬専	歯専	其他	不明
1922	1	1										
1923	12	3	1		1	5		2				
1924	5	1			1	2		1				
1925	8	2			1	4					1*	
1926	2					2						
1927	2	1				1						
1928	9	5			2	2						
1929	1					1						
1930	3					3						
1931	5	3(3)				1		1				
1932	3	1				2						
1933	3	3(2)										
1934	3	1(1)				1				1		
1935	8	3(1)	2		1	2						
1936	5	1(1)	1			3						



1937	6	3(1)	1						2			
1938	5	4(1)				1						
1939	7	5(4)				1			1			
1940	7	4(4)				3【1】						
1941	4		1			3【1】						
1942	6	4(4)				2						
1943	7		3	1(1)	1	2						
1944	9	3(3)	2		1	2【1】			1			
1945	4	2(1)				1			1【1】			
1946	8	7(7)		1(1)								
1947	20	9(7)		4(4)	1	3			1	2		
1948	12	6(4)	1	5(5)								
1949	26	13(12)	3	3(3)	2	2【1】			2	1		
1950	30	10(10)	3	11(11)		3【2】			1【1】	2		
1951	27	8(8)	4	11(11)		2【1】	1		1			
1952	28	6(6)	3	7(6)	1	3【2】		1		6	1	
1953	38	11(10)	6	10(9)	2	6【2】				3		
1954	29	8(8)	6	11(11)		2			1	1		
計	343	128(98)	37	64(62)	14	65【11】	1	5	7【2】	20	1*	1

備考 表8と同様の文書・資料より作成。表8と同様に、別年度で2回入学している者が2名いる。\*印は中国人留学生。女子専門学校出身者は【 】、北海道帝国大学・北海道大学卒業生は（ ）表記とした。【 】、（ ）は内数。なお、海外大学出身者は日本大学専門部歯科卒業後、シカゴ大学大学院を修了。

なお、医学部専攻生の出身校の詳細は、帝国大学（京都帝国大学福岡医科大学、九州・東京・名古屋・東北・京都・北海道帝国大学）、官公私立大学（満洲・日本・千葉・金澤・新潟・大阪・東京慈恵会医科大学、慶應義塾大学）、戦時医師速成のために1939年に新設された臨時附属医学専門部（北海道・東京・九州帝国大学臨時附属医学専門部）、医学専門学校と同等の大学附属医学専門部（東北帝国大学附属医学専門部、日本大学専門部医学科）、医学専門学校（長崎・千葉・金澤・新潟・京都府立・愛知県立医学専門学校、東京慈恵会医院医学専門学校、昭和・東京医学専門学校、東京女子医学専門学校、帝国女子医学薬学専門学校・東邦女子医学薬学専門学校、大阪女子高等医学専門学校、北海道立女子医学専門学校）と多岐にわたる。

その他、歯学系専門学校・大学附属専門部（日本大学専門部歯科、日本歯科医学専門学校、東京高等歯科医学校・東京歯科医学専門学校）の出身者が細菌学・衛生学・解剖学教室に、薬学系専門学校（明治薬学専門学校）の出身者が薬理学教室に、帝国大学他学部・実科（東京帝国大学農学部・獣医学実科、北海道帝国大学農学部・理学部）が細菌学教室に入学している。

また、医学部専攻生として在学後（在学期間は男性にあっては応召期間も含まれるため、

長期間にわたる場合が多い)、その研究成果は博士号の学位取得として結実している (表11)。

表11 医学部専攻生の学位取得者数

入学年度	入学者数	学位取得者数 (北大学位授与数)	入学年度	入学者数	学位取得者数 (北大学位授与数)
1922	1	1(1)	1939	7	5(5)
1923	12	10(9)	1940	7【1】	7(7) 【1】
1924	5	5(5)	1941	4【1】	3(2) 【1】
1925	8	8(6)	1942	6	5(4)
1926	2	2(2)	1943	7	6(6)
1927	2	1(1)	1944	9【1】	7(6) 【1】
1928	9	7(6)	1945	4【1】	3(3) 【1】
1929	1	1(1)	1946	8	8(8)
1930	3	3(3)	1947	20	19(19)
1931	5	4(4)	1948	12	11(11)
1932	3	3(1)	1949	26【1】	23(21) 【1】
1933	3	3(3)	1950	30【3】	27(27) 【2】
1934	3	3(2)	1951	27【1】	21(20)
1935	8	8(8)	1952	28【2】	21(21) 【1】
1936	5	5(5)	1953	38【2】	35(34) 【2】
1937	6	6(4)	1954	29	26(24)
1938	5	5(4)	合計	343【13】	302(283) 【10】

備考 ( ) は北大学位授与数、【 】は女性、いずれも内数。『日本医学博士録』(東西医学社・1944年、中央医学社・1954年)、『日本博士録』(日本図書センター、1985年)、北海道大学学位論文データベース <http://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/>、国立国会図書館蔵書検索 <http://iss.ndl.go.jp/>等より作成。表8と同様に、別年度で2回入学している者が2名いる。また、1952年度入学者1名は理学博士号を、それ以外の者は医学博士号を取得している。

## 2-2. 農学部における専攻生の受け入れとその特徴

北海道帝国大学農学部における最初の専攻生は、1927年6月中国人留学生の陳延中である<sup>31)</sup>。陳の最終学歴は1927年3月31日農学部畜産学科第二部選科修了であり、学部卒業生(農学士)ではなかった。陳は選科修了後も、畜産学科第二部(獣医学第一・第二講座)に引き続き籍を置き、獣医学実習(内科、外科診療)を希望したものと推察され、そのために、農学部は「北海道帝国大学通則」による専攻生制度を、学部卒業生(農学士)ではない者に適用したと考えられる。

その後、1930~1946年にかけて、農学部は、専攻生の受け入れに関する審議を27件執行している<sup>32)</sup>。専攻志望には畜産学教室の学科目が多いのが特徴的である。27件の審議のうち、中国人留学生に係る審議は22件で全体の8割以上を占めていた。22件中2件は審議

結果が不詳であるが、入学許可は15件、不許可は5件であった。入学許可の15名は、いずれも中国における大学卒業者であり（表12）、不許可となった5名中にも大学卒業者（北平大学農学院、北平師範大学高等師範科物理化学系）が3名もいた。同時期の九州帝国大学農学部では、専攻生として、専門学校卒業相当の学歴の中国人留学生を受け入れていることから<sup>33)</sup>、1930～1940年代の北海道帝国大学農学部における専攻生の受け入れは、学歴のほか、日本語能力や学力検定試験など、入学条件が厳しいものであったと考えられる<sup>34)</sup>。

表12 農学部専攻生入学許可者一覧（1927～1946年）

氏名	専攻学科目	入学許可年・退学年等	出身校、受入後の指導教官等
陳 延中	内科、外科診療	入許：1927年6月 退学：1927年12月	北海道帝国大学農学部畜産学科第二部選科1927年修了 ※副手（1927.12～1929.1）
朱 光煌	馬学→家畜病理学	入許：1935年3月 退学：日中戦争により帰国	国立北平大学農学院1929年卒業 *市川厚一教授指導
黄 農	農業微生物学	入許：1935年3月 退学：1937年3月	国立広東大学高等師範博物部1926年卒業
施 有光	応用菌学	入許：1935年3月 退学：1937年3月、7月日 中戦争により帰国	国立武漢大学1933年卒業
常 希堯	牛学	入許：1935年4月 退学：1938年3月	東北大学農科1934年卒業
儲 鋭峰	園芸学	入許：1935年4月 ▲入学・在学・退学不明	南京金陵大学農業専修科1925年卒業
蘇 麟江	畜産製造学	入許：1935年12月 退学：1937年7月	国立北平大学農学院農芸科 *宮脇富教授指導
張 松蔭	羊学	入許：1936年4月 退学：1937年3月	国立東南大学農学院卒業
王 碧峯	不明	入許：1936年4月 ▲入学・在学・退学不明	上海大同大学理学院化学系卒業（理学士）
江 文湘	内科学	入許：1936年5月 ▲1935年11月帰国のまま	江蘇南通大学農科畜牧 *小華和忠士教授指導
楊 汝南	農業組合ニ関スル研究調査	入許：1936年11月 退学：日中戦争により帰国	国立北平大学農学院、同副教授
葉 識	植物病理学	入許：1937年3月 退学：日中戦争により帰国	国立東南大学卒業
王 世浩	牛学	入許：1937年4月 退学：日中戦争により帰国	北平燕京大学農事専修科卒業
曾 昭明	果樹園芸学（実習）	入許：1937年5月 退学：日中戦争により帰国	上海国立労働大学農学院卒業
梁 廷昌	獣医学	入許：1937年7月 退学：日中戦争により帰国	廣西省立廣西大学農科農学系1936年8月卒業

永沼良雄	土壌学及肥科学	入許：1939年5月 退学：1941年3月	出身校不明 ※1940年3月休学
趙 順生	皮革	入許：1946年5月 退学：不明	北海道帝国大学農学部畜産学科第一部1945年卒業
岩山隆一	畜産製造学	入許：1946年11月 退学：不明	北海道帝国大学農学部畜産学科第二部1941年卒業

備考 入学許可となったが入学を確認できない者には▲を付した。『北海道帝国大学一覽』、『北大時報』、北海道帝国大学農学部「教授会議事録」、「留学生ニ関スル綴 自昭和二年至昭和七年」(大学文書館蔵)等をもとに作成し、許農「札幌農学校・東北帝国大学農科大学・北海道帝国大学留学生一覽」(『北海道大学大学文書館年報』第6号、2011年、82-129頁)を参照した。

1935～1937年にかけて専攻生として入学した中国人留学生達は、日中戦争により帰国し、再入学することがなく、農学部は帰国者を1937年12月休学として取り扱い、1940年5月には除籍の措置をとった<sup>35)</sup>。その後、専攻生として入学を許可された者は日本人2名(1939、1946年)、中国人留学生1名(1946年)のみである。そのうち1946年入学許可の2名はいずれも北海道帝国大学の農学部卒業生(農学士)であり、戦前期における農学部専攻生の受け入れとは異なる様相を呈している。

## むすび

帝国大学における専攻生制度は、第一次世界大戦を機に1915年特設された京都帝国大学医科大学の研究科制度を起点として始まり、順次、東北・九州・北海道・大阪・名古屋帝国大学における学部規程・大学通則に規定され、整備されていった。専攻生制度は、大学院学生とは別に、研究(攻究)を志望する大学卒業者・専門学校卒業者を学部において受け入れる制度であった。北海道帝国大学における専攻生制度は、1922年制定の「医学部学則」での規定に始まり、1925年制定の「工学部学則」により工学部で、1927年制定の「北海道帝国大学通則」により全学部(医・工・農・理学部)において整備された。しかし、専攻生の受け入れが確認できたのは、農学部と医学部の2学部のみであった。農学部における専攻生は中国人留学生が大部を占め、医学部における専攻生には留学生は1名のみであった。医学部における専攻生制度は、学外に職をもつ医師に、特に基礎医学系教室での研究の道を開くこととなり、博士号の学位取得へとつながった。

北海道帝国大学をはじめとして、専攻生制度を導入していた帝国大学では、医学部への専攻生入学者数が他学部と比して圧倒的な多数を占めていた。後年、京都帝国大学医学部は、「本学部が夙に真摯なる学風を樹立せむとして鋭意努力を続け、しかも開放的態度を採れることは……大学院の外に研究科(専修科)を附設せることに徴しても明である」<sup>36)</sup>と評しているが、帝国大学の大学院が学部学生以外に対して閉鎖的であったことと表裏一体であり、医学部における専攻生・専修科生制度への入学者の殺到は、二元化された医育教育制度の歪みのあらわれでもあったと考えられる。

〔注〕

- 1) 「帝大の専攻生に初めて婦人の入学」(1921年5月11日付『読売新聞』朝刊4面)、長島讓『女博士列伝』(科学知識普及会、1937年、188頁)などを参照。
- 2) 『東北帝国大学一覧 皇昭和七年』1932年、382頁。医学部専攻生9名(1925-1932年入学)の記載より、名前から女性と判断できたのは、1931年入学の角田きん、吉原リュウの2名である。
- 3) 『大阪帝国大学一覧 昭和六年』1931年、133-134頁。
- 4) 『九州帝国大学一覧 昭和八年』1933年、367頁。
- 5) 『名古屋帝国大学一覧 皇昭和十五年』1940年、189頁。同一覧では188-192頁にかけて医学部専攻生173名(1935-1940年入学)の氏名の記載があるが、名前から女性と判断できたのは、1936年入学の前田いね子、1940年入学の加藤正子の2名のみである。『文部省第六十七年報 皇昭和十五年』上巻(1950年、308頁)では1939年度専攻生の女性は4名在学(1936年入学者2名、1938・1939年入学者各1名)、1名卒業と記載されている。なお、1939年医学部開学以前に専攻生入学者があるのは、前身の名古屋医科大学専攻生から引き続き在籍していたことによっている。
- 6) 『北海道帝国大学一覧 昭和十六年』1941年・298頁、医学部「専攻生学籍簿綴 自大正十二年三月十六日至昭和二十四年十一月二十四日入学」(大学文書館蔵)。
- 7) 『京都帝国大学一覧 皇昭和七年』1927年、376頁。同一覧では374-376頁にかけて医学部専修科生85名(1921-1926年入学)の氏名の記載があるが、名前から女性と判断できたのは、1925年入学の楠谷文子1名のみである。
- 8) 『北海道帝国大学一覧 皇昭和二年』1923年、161-162頁。
- 9) 『北海道帝国大学一覧 皇昭和五年』1926年、178-179頁。
- 10) 『北海道帝国大学一覧 皇昭和四年』1925年、67-70頁。「北海道帝国大学学位規程」(1921年3月22日制定)、同一覧75頁参照。
- 11) 『北海道帝国大学一覧 皇昭和三年』1927年、138-139頁。
- 12) 後述するように、京都帝国大学における専修科制度は研究科制度を前身とし、「京都帝国大学医学部規程」(1921年制定)では、附則第2条に「旧規程ニ依ル研究科学生ハ之ヲ専修科生トシテ取扱フモノトス」(『京都帝国大学一覧 皇昭和三年』1921年、161頁)とある。さらに、東北帝国大学・九州帝国大学における専攻生制度は研究生制度を前身としており、両帝国大学は京都帝国大学医科大学の研究科制度に倣っている。「九州帝国大学専攻科規程」(1919年4月制定)には、附則に「現ニ研究生タル者ハ本年四月一日ヨリ専攻生トス」(『九州帝国大学一覧 皇昭和四年』1920年・292頁)とある。『九州帝国大学一覧』・『東北帝国大学一覧』掲載の専攻生名簿を照合すると、確かに、九州・東北帝国大学における最初の専攻生は従前の研究生を引き継いでいる。専修科・専攻生制度と研究科・研究生制度の連続性は明らかである。
- 13) 「医大の研究科 松浦専門学務局長談」、1915年6月23日付『読売新聞』朝刊3面。
- 14) 辻直人『近代日本海外留学の目的変容 文部省留學生の派遣実態について』東信堂、2010年、54頁。
- 15) 『九州帝国大学一覧 皇大正六年』(1918年、191頁)、『九州帝国大学一覧 皇大正七年』(1919年、196頁)。
- 16) 『日本医学博士録』(東西医学社、1944年)、島田吉三郎「「の」の字の思い出」(『脳神経領域』第6巻第2号、1953年6月、91-94頁)、「我先輩五氏の学位受領を祝す」(京都府立医科大学学友会『学友会雑誌』第92号、1922年10月、27-28頁)、「年若い台湾人が医学博士に／森島博士の推賞する杜聡明氏(三一)」1923年4月6日付『読売新聞』朝刊5面、「台湾人医博が帝大教授に／初めての異彩」1935年5月28日付『読売新聞』朝刊7面、「台湾から初の帝大教授／誉れの杜博士」1937年2月6日付『読売新聞』朝刊7面等を参照。
- 17) 紙幅の都合から、各帝国大学における専攻生数の表は、表6と表7に分割した。
- 18) 所澤潤「東京大学における昭和二十年(一九四五年)以前の女子入学に関する史料」(『東京大学史

紀要』第9号、1991年3月、62頁)は、東京帝国大学では「専攻生」は医学部内規で設けられ、1941年通則改正により「研究生」と改められたと指摘しているが、内規と判断した根拠、内規がいつ定められたのかについては言及がなく、内規自体も記載がない。内規を確認することを含め、東京帝国大学医学部の専攻生制度については今後の課題としたい。

- 19) 一方で、1920年12月4日付『東京朝日新聞』朝刊5面では医学部衛生学教室への小木曾つか子の入学を「最初的女子専攻生」と報じており、東京帝国大学の医学部専攻生については判然としない。
- 20) 前掲『東京大学史紀要』第9号、65頁。
- 21) 専攻生の在学確認に際して典拠としたのは、①大学一覧(『北海道帝国大学一覧 皇統三十二年』～『北海道帝国大学一覧 昭和十九年』、『北海道大学一覧 昭和二十七年』)掲載の学生生徒名簿、②『北大時報』(第1号・1934年1月～第188号・1942年2月)掲載の学生生徒異動記事、③『文部省年報』掲載の学事統計、④医学部専攻生関係文書(大学文書館蔵)、⑤農学部教授会議事録(大学文書館蔵)、⑥「留学生ニ関スル綴 自昭和二年至昭和七年」(大学文書館蔵)である。なお、『文部省第六十九年報 昭和十六年度』、『文部省第七十一年報 昭和十八年度』には理学部の専攻生数が各1名とされているが、①及び②と照合した結果、理学部の聴講生数を誤記した可能性が高く、本稿では専攻生数としては取り上げないこととした。
- 22) 医学部「学生異動台帳(専攻生) 自昭和七年至昭和二三年」(大学文書館蔵)に、「六月五日以降専攻生制度廃止の為」、1951年7月以降の専攻生入学希望者には、「六月五日付にて本部会計に再通知」との書き込みがある。
- 23) 原議書「専攻生の除籍について」(1956年1月19日付医学部教務掛起案・医学部長決裁)、医学部「専攻生退学関係綴 昭和二十三年三月～二十八年二月」(大学文書館蔵)。なお、切り替えの勧告に意志表示が無い場合には、旧通則第44条「専攻生授業料納付ノ義務ヲ履行セス又ハ研究ノ実ナシト認ムルトキハ学部長ハ之ヲ除籍ス」を適用して、退学として処理することになっていた。
- 24) 『北大医学部五十年史』(1974年)といった医学部沿革史が、教室毎に研究の系譜(学術史)を編んでいることから、医学部では教室単位の研究体制であったことがうかがわれる。
- 25) 「教室の廿五をかたる 第一生理学教室史」『北大医学部同窓会誌——北大医学部25周年記念』1950年、26頁。
- 26) 北海道帝国大学医学部学友会『フラテ』掲載の「卒業生就職調」、「卒業生住所集」等を参照。学部卒業生の大半は、臨床医学系教室の「医局」に所属し、「医局」より地方病院(道内各地の炭鉱病院等)へ半年単位で数年間派遣・往復した後、各地の官公立病院へ就職している。
- 27) 基礎医学系教室の人員不足は、医学部の概算要求資料からも次のようにうかがえる(「昭和十二年度概算書附属参考書 医学部」中の「学生定員増加理由案」、経理係「昭和十二年度概算資料」所収・大学文書館蔵)。

卒業生ニアリテハ卒業後直ニ学外ニ就職ヲ希望スルモノ多ク、為ニ大学ノ各教室ニ残り更ニ臨床或ハ基礎方面ヲ勉強スルモノ少キ状態ナリ。殊ニ基礎医学ノ方面ヲ希望スルモノ極メテ僅少ナリ。仍テ臨床並基礎ノ研究上ニ於テモ甚ダシク手不足ノタメ支障ヲ生ジ、止ムナク他大学若クハ専門学校卒業生ヲ採用シ居ル状態ナリ
- 28) 前掲『北大医学部五十年史』334-338頁。
- 29) 『医制八十年史』(厚生省医務局、1955年)、坂井建雄編『日本医学教育史』(東北大学出版会、2012年)等を参照。
- 30) 「医事紹介広告欄」『日本医事新報』第106号、1924年1月25日発行、26頁。
- 31) 前掲『北海道帝国大学一覧 皇統三十二年』422頁。留学生の学歴等の情報は、許晨「札幌農学校・東北帝国大学農科大学・北海道帝国大学留学生一覧」(『北海道大学大学文書館年報』第6号、2011年、82-129頁)を参照。

- 32) 北海道帝国大学農学部「教授会議事録 昭和四年四月起」、「教授会議事録 昭和七年四月起」、「教授会議事録 昭和十一年一月起」、「教授会議事録 昭和十五年四月起」、「教授会議事録 昭和二十年四月以降」（大学文書館蔵）を参照。
- 33) 陳昊「九州帝国大学における留学生受け入れ」、『九州帝国大学における留学生に関する基礎的研究研究成果報告書』2004年、21-22頁。
- 34) 前掲の北海道帝国大学農学部「教授会議事録」からは、中国人留学生に対して、指導担当予定の農学部教授が学力検定試験を実施し、日本語能力等の確認のための面談も実施していることがうかがえる。
- 35) 1937年12月3日教授会における報告、1940年5月31日教授会における審議（前掲「教授会議事録 昭和十一年一月起」、「教授会議事録 昭和十五年四月起」）を参照。
- 36) 『京都帝国大学史』1943年、245頁。

【謝辞】 宍戸昌夫先生、寺沢浩一先生、逸見勝亮先生をはじめ、本調査に際してアドバイスをいただきました皆様に厚く御礼を申し上げます。

（やまもと みほこ／北海道大学大学文書館員）